

東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画大泉町二丁目地区地区計画を廃止する。

理由：本地区計画は、土地地区画整理事業による都市基盤施設の整備を行った当該地区について、建築物に関する規制を行い、緑化の推進、日照や眺望等の確保および落ち着いた魅力ある街並みの創出など良好な住宅市街地の形成を図ることを目的に昭和61年に定められた。

今回、本地区計画の全域を含む地区において、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第230号線（以下「補助230号線」という。）の整備に併せて、補助230号線沿道を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、補助230号線大泉町二丁目地区地区計画を決定する。

そこで、本地区計画の主な事項については新たな地区計画において定めるため、本地区計画を廃止するものである。

参考 旧計画書

名	称	大泉町二丁目地区地区計画
位	置 ※	練馬区大泉町二丁目地内
面	積 ※	約 2.4ha
区域の整備・開発および保全に関する方針	地区計画の目標	土地地区画整理事業によって、道路、公園、雨水貯蓄施設等の都市基盤整備をおこなう当該地区について、建築物に関する制限を行い、緑化の推進、日照や眺望等の確保および落ちついた魅力ある街並みの創出など良好な住宅市街地の形成を図る。
	土地利用の方針	都市計画道路補助230号線沿いの地区については、周辺の環境を配慮したうえで、将来に向けての沿道にふさわしい土地利用を図る。 その他の区域については、良好な低層住宅地の形成を図る。
	地区施設整備の方針	地区内には、土地地区画整理事業により、道路・公園等が整備されるので、これら施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	1. 建築物の建て詰まりを避け、また敷地の再分割による狭小宅地を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 2. 日照障害等を避け、さらに道路・公園および白子川などの公共施設と一体となって、緑豊かな、調和のとれた街並み空間を確保するため、建築物の高さ、および建築物等の意匠の制限を行うとともに、垣またはさくの構造の制限を定めて生垣等の推進を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	110㎡
		建築物の高さの最高限度	10mかつ3階以下
		建築物等の形態または意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい落ちついた色合いのものとする。 また、よう壁、がけ地等の法面上部に、建築物、工作物等を設けてはならない。
		垣またはさくの構造の制限	道路境界の垣またはさくの構造は、生垣またはフェンスとする。

※は知事協議事項

「区域は、計画図表示のとおり」